

肝炎問題の早期解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

わが国には、C型肝炎患者がおよそ二百万人、B型肝炎患者がおよそ百五十万人いると言われ、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における注射針・注射筒の不交換などの不適切な医療行為による感染とされる。

本年六月には大阪地裁の判決で、八月には福岡地裁の判決で、血液製剤投与によるC型肝炎訴訟における国と製薬会社の責任が認定されており、B型肝炎訴訟でも最高裁が予防接種と感染との因果関係を認めている。

また、C型、B型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。

よって、本区議会は政府に対し、肝炎問題の早期解決と全てのウイルス性肝炎患者の早期救済を実現するための諸施策にとりかかるよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十八年十月

日

東京都北区議会議長 後藤 憲 司

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿